

00298

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年五月十六日

第千二百三十三號

金曜日

## 告示

### ◆鳥取縣告示第四百號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル肥料ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月十六日

品名	等級	單位	備考	卸賣價格	小賣價格
日章印	セタンダスト	二五班	八四三郎	圓八一	圓八九
大阪府產	家鴨糞	荷印綠	一等品	俵入皆掛九貫	土砂其ノ他ノ爽雜物二五%未滿ニシテ 水分一五%未滿ノモノ
同					水砂其ノ他ノ爽雜物二五%以上ノモノ又ハ 水分一五%以上ノモノ及鹽質甚ダシキモノ
荷印茶	格外品	同			料二五班ニ付七錢ヲ超エザルモノトス

一 本表價格ハ縣内省線及直通連帶社線各着驛ホトム渡價格トス

二 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合及小口輸送ヲ爲シタル場合ハ運賃其ノ他ノ實費ヲ加算スルコトヲ得但シ倉庫保管料及入出庫

料二五班ニ付七錢ヲ超エザルモノトス

三 本表價格ハ農林大臣ニ於テ指定爲シタル場合ハ之ヲ適用セザルモノトス

◆鳥取縣告示第四百一號

假林與新嘉令第七假ノ規定ニ依リ本縣ニ於カラ文化舊相ノ財產假林左ノ道指定期  
昭和十五年十一月五日鳥取縣告示第八百五十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年五月十六日

昭和十六年五月十六日

◆鳥取縣告示第四百二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル荒物類ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月十六日

番號	材質	口徑	規格	高	規格	側厚	單位	八	田	圓	製造業者	販賣業者	販賣價格	御賣業者	販賣價格	
一號	杉白肌	一尺四分	八寸五分	四分五厘	一箇	六、六〇〇	七、二六〇	八、七〇〇	圓	七、二六〇	五、三〇〇	五、八三〇	四、一五〇	四、六七〇	五、六〇〇	
二號	同	九寸一分	七寸五分	四分	同	五、三〇〇	五、六七〇	五、六〇〇	圓	七、〇〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	三、六八〇	三、三五〇
三號	同	七寸九分	六寸五分	三分五厘	同	四、一五〇	四、六七〇	四、六〇〇	圓	七、〇〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	三、六八〇	三、三五〇
四號	同	六寸八分	五寸五分	三分	同	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇	圓	七、〇〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	三、六八〇	三、三五〇
本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費及運賃ハ買主ノ負擔トス																
◆鳥取縣告示第四百二號																
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル荒物類ノ販賣價格左ノ通指定ス																
昭和十六年五月十六日																
品名	銘柄	規格	規格	田	田	郎	郎	小賣價格	小賣價格	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
竹器物盛籠	ボート並型三入子	一尺三寸	一尺三寸	一組	一組	一圓九六	一圓九六	二三五	二三五	八、七〇〇	七、〇〇〇	六、六〇〇	五、六〇〇	四、四〇〇	三、三五〇	

00301

同	同	同	中	徑 一尺七寸	同	一、六〇
同	並	同	大	徑 一尺八寸	同	一、四三
同	同	同	中	徑 一尺七寸	同	一、七一
一	本表價格ハ大阪府及兵庫縣產ノモノノ價格トス					一、三七
二	卸賣價格ハ買主店先渡價格トス					一、六四
三	本表價格中藤皿籠ハ古籠材ヲ主材料トシテ製造シタルモノノ價格トス					

◆鳥取縣告示第四百三號

府縣道杉原用瀬線中左ノ通ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ  
テ其ノ區域ト定メ昭和十六年五月一日ヨリ供用ヲ開始ス但シ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年五月十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎  
現 在 道 路  
變 更 道 路

八頭郡佐治村大字葛谷字村ノ下モ三十二番地ヨリ  
同村大字葛谷字瀬谷九番地ニ至ル

八頭郡佐治村葛谷村ノ下モ三十二番地先ヨリ  
同村大字葛谷字瀬谷九番地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第四百四號

府縣道三本杉八橋停車場線ヲ昭和十六年五月一日ヨリ府縣道三本杉東八橋停車場線ト改ム

昭和十六年五月十六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎  
現 在 道 路  
變 更 道 路

八頭郡佐治村葛谷村ノ下モ三十二番地先ヨリ  
同村大字葛谷字瀬谷九番地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第四百五號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十六年五月十六日

區分	番號	年 月 日	鳥取縣知事	八 田 三 郎
返納	八一	昭和十六年五月六日	所 屬 廳 名	職名 氏名
交付	八一	同	氣高郡小鷲河村役場	元書記 田中金藏

◆鳥取縣告示第四百六號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年五月十六日

鳥取縣知事	八 田 三 郎
嘱託者	解嘱者
擔當調查區域	職務執行ノ場所
向田善正	西伯郡渡村
板榮治	西伯郡渡村役場
乾廣善	西伯郡東長田村
同	西伯郡東長田村役場

◆鳥取縣告示第四百七號

昭和十四年十二月十九日鳥取縣告示第七百八十二號農地處分調整規則第二條ノ規定ニ基ク農地處分ノ通知ヲ要スベキ區域中左ノ通追加ス

昭和十六年五月十六日

00303

鳥取縣知事 八田三郎

岩美郡 米里村 津ノ井村 面影村 成器村 大茅村 蒲生村

岩井町 小田村 本庄村 東村 浦富町 大岩村 安

八頭郡 賀茂村 國中村 八上村 散岐村 大御門村 隼村 安

部村 八東村 若櫻町 池田村 上私都村 中私都村

下私都村 用瀬町 佐治村 社村 山鄉村

氣高郡 神戸村 大和村 東鄉村 明治村 豊實村 松保村 湖

山村 吉岡村 大郷村 末恒村 酒津村 瑞穂村 鹿野

町 勝谷村 逢坂村 小鷺河村 正條村 日置谷村 日

置村 中郷村 勝部村 宇野村 泊村 舎人村 小鹿村 三徳村 三朝村 旭村

東伯郡 宇野村 泊村 舎人村 小鹿村 三徳村 三朝村 旭村

西伯郡 彦名村 崎津村 渡村 外江村 上道村 餘子村 中瀬

村 大篠津村 和田村 富益村 天津村 法勝寺村 上

良町 浦安村 下郷村 上郷村 古布庄村 八橋町 赤

碠町 以西村 成美村 安田村 下中山村 上中山村

大山村 御來屋町 光徳村

日野郡 二部村 黒坂町 大宮村 山上村 多里村 日野上村

福榮村 石見村 日野村 根雨町 神奈川村 江尾村

米澤村 溝口町 日光村 八郷村

小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證票ヲ地方小作官松島淳鳥取縣小作官補各務武雄ニ交付シタリ

## ◇鳥取縣告示第四百九號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年五月十六日

鳥取縣知事 八田三郎

内科小兒科 西伯郡御來屋町七七七

小谷廣義 昭和十六年五月十二日

氏名 指定年月日

彙

報

00304

## 中、小、青年學校、各團體に

## 『甘諸增產報國農場』

## 生產目標六十萬貫

(農務課)

鳥取第一中學校

同

第二中學校

九八四

同

高等女學校

五六三

同

商業學校

四九三

同

工業學校

二〇八

同

高等女學校

七八一

同

家政高等女學校

七三一

同

市立高等女學校

六一五

八頭高等女學校

八五〇

同

商業學校

二〇〇

同

農學

三一七

倉吉高等女學校

二五六

養良農學校

六五七

米子中學校

二九七

戰時下代用食糧又は酒精原料として甘諸の需要は近時頗に増加し、之が増産を圖ることは刻下喫緊の急務であつて、從つて本縣では既に本報に記した如く「甘諸苗の管理と植付」並に「病害虫の防除」等に付て指導を行ふと共に、「甘諸增產競技會」を計畫する等極力之が増産獎勵に努めてゐるが、右の趣旨に基いて本年は甘諸增產の一翼として縣下中、小、青年學校並に各種團體に「甘諸增產報國農場」を設置せしめ、學校は六十五町歩の報國農場より二十萬貫、團體は同じく百五十五町歩より四十萬貫、計六十萬貫を目標に生産せしめることとなつた。

△中等學校

師範學校 生徒數 反別

三三〇人

二反

同 實科女學校

二〇一

育英中學校

六三五

倉吉高等女學校

二九七

教育中學校

一、〇〇一

00305

同工業學校	四三〇	西伯郡	青小一五、四六一
同商蠶學校	四七〇	青小一七、九〇一	五七二
同高等女學校	八二二	青小二一、七六九	三三八〇
同市立淑德女學校	四二一	青小二一、六四〇	三三八〇
日野農林學校	二〇九	青小二一、七六九	三三八〇
根雨高等女學校	二〇九	青小二一、七六九	三三八〇
青年學校教員養成所	一六九	青小二一、七六九	三三八〇
計	一三、二六四	青小二一、七六九	三三八〇
△小學校、青年學校	一	私立青年學校	一
鳥取市	七、四四二	米子精華青年學校	三三五
米子市	七、五四四	高德女子同	四八〇
岩美郡	七、五九二	鳥取郡是同	七二二
東伯郡	一六、五六六	倉吉	三五九
八頭郡	三三、一〇二八	湖山汗愛	三三五
氣高郡	二九、三〇八	日本	二八六
青小	一四、五三九	西伯	九一
青小	一四、五三九	弓濱	六二
青小	一四、五三九	福紡倉吉	一九六
青小	一四、五三九	同	二一
青小	一四、五三九	同	一
青小	一四、五三九	同	一
青小	一四、五三九	計	二、八四三
△各種團體	一	米子市	一
市郡別	一	鳥取市	一
行組合	一	行組合	一
婦人	一	婦人	一
處女	一	處女	一
青年	一	青年	一
團體	一	團體	一
其他	一	其他	一
計	一	計	一
鳥取市	五八	五八	一
米子市	五八	二二	一
鳥取市	五八	一一九	一
米子市	五八	八〇	一
鳥取市	五八	一七九	一

00306

種別	人員	反別	合計
學校	一二三、五一六人	六五、二反	一
國體	不詳	一五五、〇	一
總計	一、二〇五	一三九、二七、八九、八〇、一、五五〇	一
岩美郡	一〇七	二一、四七	一
八頭郡	一七〇	一七	一
氣高郡	二三五	一	一
東伯郡	一七六	一	一
西伯郡	一五五	五九	一
日野郡	二五六	五	一
計	一、二〇五	一三九、二七、八九、八〇、一、五五〇	一

いものである。即ち大東亞共榮圈結成の基礎條件として滿洲國に於ける開拓政策を促進徹底せしめる上に於て、日滿を通ずる食糧飼料の増産を實現する上に於て、又農耕開墾並に開拓建設及び技術的特務作業に奉仕せしめ、その實踐を通じて青年の訓練及び大陸への認識を深めることによつて、日本青年の報國精神を昂揚し且つ青年の訓練と勤労との一體の實を揚げる上に於て、其の成果はまことに非常なる意義を有するものといはなければならぬ。依つて本縣では本年も次の如き要綱によつて、その鳥取隊を編成派遣することになり、そのうち開拓團班の先遣隊は過日出發し、本隊は五月二十二日鳥取驛發内原に向ふことになつてゐるが、尙ほ特設農場班、女子青年隊等の派出もあるので其の概要を記すことにする。

種別 本年派遣する滿洲建設勤労奉仕隊は青年隊と女子青年隊とあるが、青年隊とあるが、青年隊は特設農場班と開拓團班との二つに分れてゐて、開拓團班は在滿の開拓團に配屬し、特設農場班は同じく特設農場に配屬して勤労奉仕作業に當り、女子青年隊は青年義勇隊訓練所及び開拓團班に於て勤労奉仕作業に當るものであつて、その奉仕期間及び員數は次の如くであ

## 趣旨

滿洲建設勤労奉仕隊は一昨年來實施されてゐるのであるが、現下の時局情勢から考へてその効果は著しくある。

依吉密、成吉思汗へ  
滿洲建設勤労奉仕隊  
三班に分れて渡滿

(社會教育課)

## 種別 期間 隊員 指導員 醫療班

開拓團班 自五月月下旬(約七五日間) 三八人 小隊長一(内ラツ) 隊付一(バ手二)

特設農場班 自八月下旬(約七五日間) 九四人 小隊長二(内ラツ) 隊付二(ハ手四) 隊醫一(隊醫附一)

女子青年隊 自七月月中旬(約四〇日間) 二人

奉仕 奉仕の場所は開拓團班は北安省慶城縣依吉密開拓團

特設農場班は水田特別農場班として興安東省布特哈旗成吉思汗であつて、開拓團班に於ては先遣隊として

國政府で負擔することになつてゐる。

隊員 奉仕隊員の選定については、隊員は身体強健にして思想堅實な者であつて、満洲建設勤労奉仕作業に對して熱意を有する、年齢概ね十八歳以上二十五歳まで

の公私立青年學校生徒、青年團員、青年學校教員養成所生徒修練農場生徒その他、女子青年隊員は女子青年中堅幹部にして男子青年に準ずる範圍に於て選定し、指導者は身体強健思想堅實にして満洲建設勤労奉仕作業に對して熱意を有する外、隊員統率の指導能力を有する、年齢四十五歳未満の者を標準とする。

又隊醫は醫師免狀を有する者、隊醫附は醫療救護に經驗あるものであることを必要とする。

その採用手續は志願制度によるものであるが、隊員は父兄(父兄のない時は後見人又は市町村長)の連署ある願書の提出により、

嚴重な健康診斷によつて呼吸器病・神經系病・心臓病・脚氣・花柳病等の既往症を検査し、遺傳等の關係も充分調査して中途落伍等の者がないやう嚴選し、且つ出發前に於て必ず豫防接種・チフス及びコレラ豫防注射・赤痢ワクチン服用等をなさしめ接種及び注射の證明書を携行せしめることになつてゐる。

準備訓練 採用した者については渡滿後の奉仕生活について、准備訓練及び携行品の基礎訓練を行ふ爲に、茨城縣東茨城郡中妻の時數を通算して各科各學年に於ける教授訓練時數の五分の一を

## 青年學校生徒の

### 國民修練會參加を

教授・訓練時數履修と認める

#### (學務課)

ズ、銃器、劍刀類、雙眼鏡、寫真機等は持參してはならない。

村原に在る滿蒙開拓義勇軍內原訓練所、女子は日本國民高等學校女子部に於て、指導者(醫療班を除く)は十七日間、隊員及び醫療班(隊醫、隊醫附)は十日間、女子隊員十日間の準備訓練を行ふ。

出發に當つて準備すべき服裝及び携行品は次の通りである。

- 1 國服(又は作業服)、戰鬪帽、卷ゲートル、地下足袋(又はズック靴)腹巻(金時腹巻)雨具(外套又は合羽、莫塵等)雜囊(リュックサック等)。
- 2 シャツ肌着(夏及冬のもの)寝巻、毛布、軍手、靴下、下駄。
- 3 飯盒、水筒、認印、懷中電燈、クレオソート丸、蚤取粉。
- 4 其他日用品。
- 5 小遺金(三十圓以下)
- 6 食器一揃及び腕章。

これらものは準備訓練所から實費を以て供給されるが、食器は成るべく昨年及び一昨年の奉仕隊員の持參したもの其の他を流用して持參するが便利である。

尙指導員及び隊員で兵役の關係ある者は豫め所定の手續を完了し、官公吏にして外國出張の手續を要する者もまた豫め所定の手續を完了して置かねばならぬ。

昭和十六年二月八日發體一八號

昭和十五年五月二日發社一五九號

社會教育局長通牒に依る集團勤勞作業

文部・農林兩次官通牒に依る食糧增產運動及びこの修練會の時數を通算して各科各學年に於ける教授訓練時數の五分の一を

超過してはならない

# 本年度麥作況!!

勞力、施肥の不足で六分減

(統計課)

東伯郡	九五	九五	九四
西伯郡	九〇	九〇	九〇
日野郡	九七	九二	九四

(備考)

作況とは當該作物の調査期日現在に於ける生育状況を謂ひ、  
作況指數は前五ヶ年間に於ける中庸の作柄の年を基準一〇〇  
として表示す

本縣に於ける麥の作況は、四月二十日現在の調査に依ると、春  
期の氣候は概ね適順であったが、播種以來冬期間に於ける氣候が  
平年に比し温暖であつて降雪が少かつたため生育稍々軟弱となり  
多少病虫發生の傾向にある。風水害はなかつたのであるが、勞力  
及び施肥の不足に依つて生育不良のものがあつて、本年の作況指  
數は大麥、裸麥、小麥共に九四を示し、即ち六分減の状況である。

尙ほ之を各郡市別に示せば次の如くである。

郡市別	大麥	裸麥	小麥	指數
全管	九四	九四	九四	一〇〇
鳥取市	九〇	一〇〇	九九	九九
米子市	九九	九九	八五〇	九二
岩美郡	九六	九七	九七	九四
八頭郡	九四	九九	九九	九四
氣高郡	九四	九九	九九	九四

昭和十六年五月十六日印刷

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所